

補充の源泉たる) 技術部幹部候補生(たる身分を有する者)を以て之に充つる旨を規定する所以である。改正原案が第一條の用語を技術部幹部候補生と改むるは全く一知半解の企圖であつて甚しき謬見と言はねばならぬ。修正は生徒に付ての規定と歩調を合せたものである。

第二條・

(1) 佐官學生は陸軍兵器部長、兵器補給廠の佐官要員等の養成を主眼とする。「兵科」の下括弧書中「以下之ニ同ジ」を削つたのは第三十四條に關係あるを以てである。

(2) 乙種學生は從來の甲、乙學生を合體したものである。而して陸軍に於て甲種學生とは概ね大隊長要員の養成を主眼として中尉を包含することはあり得ない。反之、乙種學生は概ね中隊長要員を主眼とするもので主として大、中尉を包含せしむる。仍て茲には「乙種學生」としたのである。

併乙種學生として纏めたものの、其の内容は明かに二種類の學生が含まれて居る。第一種は四月に入校せしめ殆ど全部兵科の者であつて兵器補給に關する戦術及教練を修習す

内

閣

るが第二種は八月に入校せしめ兵技の者が主であつて兵科の者も之に加はり兵器及兵器勤務に關する必要なる學術を修習する。前者の修習科目は理論上は後者の修習科目の一に過ぎぬから前者は狭く深い修習を目的とし後者は廣く浅い修習を目的とするを概言し得る。

(3) 戊種學生は從來の丁種であるが陸軍部内に於ては下士官の再教育せらるる者は戊種であるから戊種學生と改稱した。又今次の改正は新に所謂長期學生の制度を設けて獎勵に資した。

(4) 己種學生は從來の丙種である。

第二條の二。

各款より分遣すべきと謂ふ語を除いた趣旨は前述の如く幹部候補生の分遣制度を改むる法意であるが主査は本條に於ける改正を以てしては充分でないと信ずる。即ち補充令第六十一條第一項の「分遣」の字を改めざる限り今次の本條改正は分遣制度に何等の消長を來さざるものと考えらる。原案者は補充令中改正も追て呈案する旨約して居る。

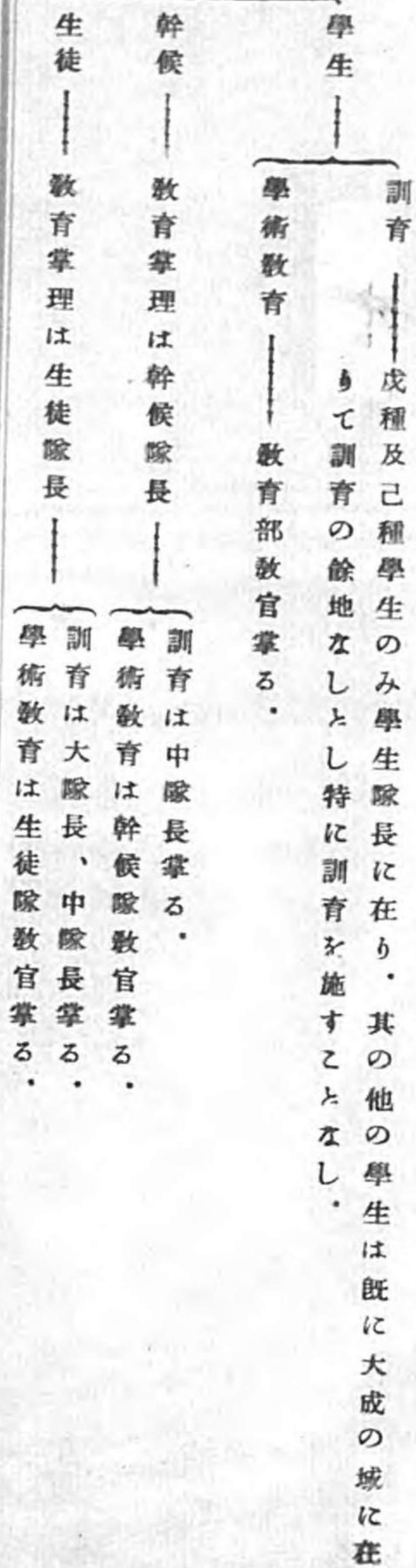
内

閣

第七條

(1) 「等」の意義全く無いので削る。

(2) 陸軍の教育は分つて訓育、學科教育及術科教育の三種とせられ後二者を合せて學術教育と謂ふ。從來教育部は學生、幹候、生徒の全部に亘つて學術教育を握つて居り幹候隊長、生徒隊長は訓育のみを擔任したが被教育者の數が夥しく多數に上るので今回の改正は教育部をして單に學生の學術教育のみを掌らしめ幹候、生徒の學術教育は夫々幹候隊長、生徒隊長に移し各隊に教官を置いて之を掌らしむることとし以て多人數に對する學術教育の徹底を期することとしたのである。即、此の關係を表にして示せば大要左の如く爲る。



内閣

之に類した先例は士官學校の馬術教官に於て見らるる。
第十條・

生徒は修業年限が三年と爲り人数が多いので大隊編成を採つたのである。
第十一條第二項・

技術本部の職掌から教育を除いたので本項を削るのである。
第十九條の三乃至五・

練習隊の規定方法には大要左の三種の先例がある。

- (1) 第十九條の二のみを置く。
- (2) 第十九條の二及三を置く。
- (3) 第十九條の二乃至五を置く。

右の内(2)の方法は隊長の職分として校長の命を承くることは軍隊内務の定則の準用を以てしては賄ひ切れぬと謂ふ見解であらうが既に「準用」とある上は程度問題であつて餘りに形式的に過ぐる。(3)の方法を以てすれば今回副官の規定を追加する必要を生ずる。問題が練習隊

であつて主要點に非ざるを以て寧ろ(1)の方法を擇んだのである。

第二十五條。

士官學校令第二十三條參照。幹候と生徒とは營内居住であるが學生中佐官、乙種及己種は營外居住であるが戊種には營外居住と營内居住とある。下士官學生の在る學生に付ては全部此の但書を置いてあり夫れが教育上非常な實效を擧ぐるのである。

第二項の「等」は例へば陣營具を意味する。

第二十六條。

第二項は身分的に全然校長に隸する者の規定で第一項は然らずして單に他より本校に分遣せらるる者に關する規定である。後者に付ては校長は單に(修習即)業務に關する諸件のみを管理するに止まる。偕今回幹候及兵技兵に付て分遣制度を改めたる結果として幹候と生徒とが第一項から第二項に移され又兵技兵は從來の學生の駒たる性質を變じて夫れ自體の教育に主目的を置かるることと爲り且つ身分が本校に屬することと爲つた爲に第二項に追加せられたのである。

内
閣

第三十條・

己種學生、幹候、生徒は夫々本校の卒業を條件として少尉又は下士官と爲る者であるので退校の制度を設けて條件不成就の場合としたのである。唯今回の改正に依て幹候は本校に身分を有することと爲つたので修正を以て其の身の振方を規定したのである。離校後の處置に付て學校令中に規定するは奇異の感あるも第三十條に準じたのである。

第三十一條・

卒業は本校の課程修了に依て一定の資格を得る場合は卒業と謂ひ單に修習に依て技能を身に附くるに止まるときは修業と謂ふ。

第三十七條・

最近の學校の例に従つて部隊を使用することを定める旨を規定した。

以上・

内閣

陸甲五四

昭和十六年七月十九日

內閣書記官長

內閣書記官

昭和十六年七月二十三日
昭十七年七月五日
公布

濟

內閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

厚生大臣

內務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

平沼國務大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

柳川國務大臣

鈴木國務大臣

別紙陸軍大臣請議陸軍技術關係諸學校員外學生令制定及陸軍砲工學校條

例廢止ノ件ヲ審査スルニ陸軍技術關
係諸學校員外學生令制定ノ件ハ相當
ノ儀ト思考ス依テ修正案ノ通閣議
決定トテ可然ト認ム

勅 令 案

修正案ノ通

朕陸軍航空技術學校員外學生令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年七月二十六日

内閣總理大臣

陸軍大臣

勅令第七百八十七號

陸軍航空技術學校員外學生令中左ノ通改正ス

題名ヲ左ノ如ク改ム

陸軍科學學校及陸軍航空技術學校員外學生令

第一條中「陸軍航空技術學校ニ」ヲ「陸軍科學學校及陸軍航空技術學校

ニ各一ニ改ム

第二條 甲種員外學生ハ陸軍科學學校ニ置クモノニ在リテハ同校技術科
學生ノ課程ヲ卒業シタル者、陸軍航空技術學校ニ置クモノニ在リテハ

同校乙種學生高等科ノ課程ヲ卒業シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
前項ノ外陸軍科學學校高等科學生ノ課程ヲ卒業シタル者ニシテ特ニ適
當ナルモノハ同校甲種員外學生ニ之ヲ充ツルコトヲ得

乙種員外學生ハ主トシテ工業ニ關スル學科ヲ教授スル專門學校（研究
科、選科等ノ別科ヲ除ク）ヲ卒業シタル者ノ中ヨリ採用スルモノトシ
陸軍科學學校ニ置クモノニ在リテハ兵技術尉官又ハ航空以外ノ技術ニ從
事スル陸軍技師若ハ陸軍技手、陸軍航空技術學校ニ置クモノニ在リテ
ハ航空技術尉官又ハ航空技術ニ從事スル陸軍技師若ハ陸軍技手ヲ以テ之ニ

内閣

充ツ

丙種員外學生ハ陸軍科學學校ニ置クモノニ在リテハ陸軍兵器學校ノ已種學生又ハ生徒ノ課程ヲ卒業シタル兵技准士官又ハ兵技下士官、陸軍航空技術學校ニ置クモノニ在リテハ陸軍航空整備學校甲種學生又ハ陸軍航空通信學校丁種學生ノ課程ヲ卒業シタル兵科下士官又ハ航技下士官ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ陸軍砲工學校員外學生タル者ハ航空關係ノモノニ在リテハ第二條ノ改正規定ニ依ル陸軍航空技術學校甲種員外學生、其ノ他ノ

モノニ在リテハ同條ノ改正規定ニ依ル陸軍科學學校甲種員外學生ト爲リタルモノトス

本令施行ノ際現ニ陸軍兵器學校員外學生タル者ハ第二條ノ改正規定ニ依ル陸軍科學學校丙種員外學生ト爲リタルモノトス

管分ノ内陸軍科學學校丙種員外學生ハ陸軍兵器學校己種學生ノ課程ヲ卒業シタル少尉ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

理由

陸軍ニ於ケル技術ノ向上ヲ圖ル爲員外學生ノ種類及之ガ採用ノ範圍ヲ擴張スルト共ニ從來各種ノ學校ニ分屬シ居リタル航空技術以外ノ技術ニ關スル員外學生ヲ陸軍科學學校ノ員外學生トシテ取纏ムルノ要アルニ依ル

法制局 第四二八二號

昭和十六年六月十一日

陸普第四二八二號

陸軍技術關係諸學校員外學生令制定及陸軍砲工學校條例廢止ノ件

昭和拾六年六月拾日

陸軍大臣 東條英機

內閣總理大臣 公爵近衛文麿殿



陸軍技術關係諸學校員外學生令、陸軍砲工學校條例別紙勅令案ノ通制定及廢止相成度理由書ヲ相添ヘ閣議ヲ請フ

陸甲 五四

陸軍

文書

官印

主任者

陸軍省軍務局軍事課

陸軍少佐 竹下正彦

員外學生會ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸軍

日

勅令 陸軍省軍務局軍事課 陸軍少佐 竹下正彦 陸軍大臣 臣

勅令 陸軍省軍務局軍事課 陸軍少佐 竹下正彦 陸軍大臣 臣

第一條 陸軍技術關係諸學校員外學生會 陸軍航空技術學校ニ各甲種員外學生及乙種員外學生及丙種員外學生ヲ置キ甲種員外學生及乙種員外學生

ニ在リテハ大學會ニ依リ大學又ハ工學部又ハ理學部ニ於テ甲種員外學生及乙種員外學生ニ在リテハ主トシテ玉簡ニ關スル學科ヲ教授スル專門

學校ニ於テ夫ニ必要ナル學術ヲ研究セシムルコトヲ得

第二條 甲種員外學生ハ陸軍科學學校技術科學生ト課程ヲ卒業シ

テ凡ル者及陸軍航空技術學校乙種高等科學生ノ課程ヲ卒業シタル

陸軍省軍務局軍事課 陸軍少佐 竹下正彦 陸軍大臣 臣

陸軍省軍務局軍事課 陸軍少佐 竹下正彦 陸軍大臣 臣

陸軍省軍務局軍事課 陸軍少佐 竹下正彦 陸軍大臣 臣

10.15.22
陸軍省軍務局
軍事課

陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部

者ヲ以テ之ニ充ツルハ前項ノ外陸軍科學學校高等科學生ノ課程ヲ卒業シ修業者ニシテ
 前項ノ外陸軍科學學校高等科學生ノ課程ヲ卒業シ修業者ニシテ
 特ニ適任ナル者ヲ充ツルコトヲ得ル
 乙種員外學生ハ主トシテ工業ニ關スル學科ヲ教授スル專門學校
 三研究科ハ選科等ノ別科ヲ除クテ工業ニ關スル學科ヲ教授スル專門學校
 陸軍技師若ハ陸軍技手ヲ以テ之ニ充ツルハ前項ノ外陸軍科學學校高等科學生ノ課程ヲ卒業シ
 丙種員外學生ハ陸軍兵器學校已種學生又ハ生徒ノ課程ヲ卒業シ
 タル兵技准士官又ハ兵技下士官及陸軍航空整備學校甲種學生又
 陸軍航空通信學校丁種學生ノ課程ヲ卒業シタル兵科下士官又
 ハ航技下士官ヲ以テ之ニ充ツル
 第三條 本令ニ依ル員外學生ノ採用附修學等ニ關スル事項ハ陸軍
 大臣之ヲ定ム
 附 則
 本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行スルニシテ公亦ナシム

IMT 660 294

888

088 TMI

1948 R
1949

?

現在
1948 R
1949

陸軍

當分ノ内陸軍航空技術學校丙種學生ノ課程ヲ卒業シタル者ハ之ヲ
 陸軍航空技術學校丙種員外學生ニ陸軍兵器學校已種學生ノ課程
 ヲ卒業シタル者ニシテ適任ナルモノハ少尉任官後之ヲ陸軍科學學
 校丙種員外學生ト爲スコトヲ得
 本令施行ノ際現ニ陸軍砲工學校員外學生タル者中航空關係ノ者ハ
 本令ニ依ル陸軍航空技術學校甲種員外學生ニ其ノ他ノ者ハ陸軍
 科學學校甲種員外學生ニ又陸軍兵器學校員外學生タル者ハ本令ニ
 依ル陸軍科學學校丙種員外學生ト爲リタルモノトス
 陸軍航空技術學校員外學生令ハ之ヲ廢止ス

陸軍科學學校
陸軍兵器學校
陸軍航空技術學校

理由

陸軍ニ於ケル技術ノ向上ヲ圖ル爲員外學生ノ種類及採用ノ範圍ヲ
擴大シ且從來各關係學校令中ニ規定セラレアリタル形式ヲ改メ員
外學生ニ關スル件ハ一括スルヲ可トスルノ要アルニ依ル

主任者

陸軍省軍務局軍事課

陸軍少佐 竹下正彦

正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸軍

昭和十六年八月一日

日

内閣總理大臣

陸軍大臣

勅令第 號

陸軍他工學校條例ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

JMT 660

297

發券

陸軍

朕陸軍他工學校條例廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年 月 日

内閣總理大臣

陸軍大臣

勅令第 號

陸軍他工學校條例ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

JMT 660

297

廢條

理由書

從來他工兵科將校ノ教育ヲ主トシタル陸軍他工學校ヲ技術ヲ要スル
軍隊ノ將校全般ノ教育ヲ行フ如ク改メ從テ名稱モ陸軍科學學校ト改
稱シ且學生ノ種類中ニ新ニ技術科學生ヲ設クル等ノ爲陸軍他工學校
條例ヲ全面的ニ改正スルノ要アルト從來ノ陸軍他工學校條例（勅令）
ニ記載セラレアリシ員外學生ノ件ハ別ニ勅令ヲ仰ク爲之ヲ削リ本校
令ハ軍令トスルヲ至當トスル爲新ニ制定スルノ要アルニ依ル

陸軍

陸軍砲工學校條例廢止勅令案ニ關スル件



昭和十六年七月五日

陸軍省 日高書記官

法制局

入江部長殿

先般閣議附議ニ及置キタル首題ノ勅令案ニ付テハ貴局ト御協議致シタル如ク該條例ハ勅令トシテ制定セラレ居リ其ノ廢止モ勅令ヲ以テスルヲ適當カトモ存ジ候ヘ共其ノ後慎重研究ノ結果該條例ハ公式令制定前ノモノニ係リ末々軍令ノ形式定メラレザリシ以前ノモノニテ内容ハ軍令ニ該當シ且權限上與ニ依リ制定セラレタルノ關係上大正八年軍令陸軍第二十六號ヲ以テ一部改正セラレ居ルノ理由ニ基キ今回ニ限り該條例ハ

軍令ヲ以テ廢止スルヲ適當ト存ジ候ニ付首題ノ勅令案ハ之ヲ廢案ト致
サレ度ニ且此種上程ニ依リ得テモ之ノ如クハ御意ト大五八等軍令案

追テ公式令制定前ノ勅令ノ改廢ニ付テハ今同ノモノヲ先例トセス
テ都度貴局ト御相談申上度ノ旨御座候事ハ此處ニ於テ亦御座候事

其後之趣御座候ハ一併ニ御座候事ハ此處ニ於テ亦御座候事ハ此處
此處ニ於テ亦御座候事ハ此處ニ於テ亦御座候事ハ此處ニ於テ亦御座

人 臣 藩 奏 進

五 國 様

明治十六年十一月五日

陸軍省 兵務局長 官

陸軍省工部局 陸軍省 官

參照

朕陸軍航空技術學校員外學生令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年四月四日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

陸軍大臣 東條 英機

勅令第三百八十四號

陸軍航空技術學校員外學生令

第一條 陸軍航空技術學校ニ甲種員外學生、乙種員外學生及丙種員外學生ヲ置キ甲種員外學生及乙種員外學生ニ在リテハ大學令ニ依ル大學ノ工學部又ハ理學部ニ於テ、丙種員外學生ニ在リテハ主トシテ工業ニ關スル學科ヲ教授スル專門學校ニ於テ夫々必要ナル學術ヲ研究セシムルコトヲ得

第二條 甲種員外學生ハ陸軍航空技術學校

乙種學生高等科ノ課程ヲ卒業シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

乙種員外學生ハ主トシテ工業ニ關スル學科ヲ教授スル專門學校(研究科、選科等)ノ別科ヲ除ク)ヲ卒業シタル航技尉官又ハ航空技術ニ従事スル陸軍技師若ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

丙種員外學生ハ陸軍航空整備學校甲種學生又ハ陸軍航空通信學校丁種學生ノ課程ヲ卒業シタル兵科下士官又ハ航技下士官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 本令ニ依ル員外學生ノ採用、修學等ニ關スル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
當分ノ陸軍航空技術學校丙種學生ノ課程ヲ卒業シタル者ハ之ヲ陸軍航空技術學校丙種員外學生ト爲スコトヲ得

參照

●陸軍砲工學校條例

明治三十一年十月一日
勅令第二百二十五號

改正 明治三十三年第二一三號、三十四年第三號、三十五年第一七四號、三十六年第一三四號
大正八年軍令陸第二六號

陸軍砲工學校條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (陸軍大) (臣副署)

陸軍砲工學校條例

第一條 陸軍砲工學校ハ砲工兵科ノ少尉ヲ以テ學生ト爲シ砲工兵各科ノ勤務ニ必要ナル學術ヲ教授スル所トス但少尉ニシテ入學シ得サル者ハ中尉又ハ大尉ニ進級ノ後ニ在テモ學生ト爲スコトヲ得

第二條 學生教育ノ綱領ハ教育總監之ヲ定ム

第三條 學生教育ノ實施ハ教則ニ依ル該教則ハ前條ノ教育綱領ニ基キ校長案ヲ具シ教育總監ノ認可ヲ請ク之ヲ定ム

第四條 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長
副官
教官
軍醫
獸醫

【副監督】

下士、列任文官

第五條 校長ハ教育總監ニ隸シ校務ヲ總理シ學生教育ノ責ニ任ス

第六條 副官ハ校中一般ノ庶務ヲ掌ル

第七條 砲工兵科教官ハ軍事學各科ノ授業ヲ分擔シ高級故參ノ教官ヲ以テ各科ノ科長トス

鯨井

IMT 660

302

008 TMI

第八條 馬術教官ハ學生ノ馬術訓練ニ任シ兼テ校庭一切ノ事ヲ統ヘ馬匹ノ調教ヲ掌ル

第九條 文官教官ハ數學物理學化學國學及外國語學ノ授業ヲ分擔ス

第十條 學生ノ修學期ハ概ネ一箇年トシ之ヲ普通科ト稱ス

第十一條 前條修學ヲ終リタル學生中ヨリ各兵科毎ニ三分ノ一以內ヲ選拔シ更ニ一箇年在學セシメ尙須要ナル學術ヲ修メシム之ヲ高等科ト稱ス

第十二條 學生ノ人員及入校期日ハ其時々教育總監之ヲ定メ陸軍大臣之ヲ告達ス

第十三條 削除

第十四條 學生ハ校外ニ居住セシメ修學ニ所要ノ馬匹、馬具、書籍、器具、消耗品ハ貸與又ハ支給スルコトヲ得

第十五條 學生中ノ願屆其他業務ニ關スル諸件ハ總テ校長ノ管理ニ屬ス

第十六條 學生ハ情願ヲ以テ退校スルヲ許サス

第十七條 學生中疾病及其他ノ事故ニ依リ修學ノ目途ナキ者ハ校長其事由ヲ具シ教育總監ノ許可ヲ請ケ退校セシム

第十八條 普通科學生中左ノ事項ニ該ル者ハ校長其事由ヲ具シ教育總監ノ許可ヲ請ケ留學ヲ命ス

一 疾病及其他ノ事故ニ依リ修學期內ニ所定ノ學術ヲ修メ得サル者

二 卒業試験ヲ受ケ得サル者

三 卒業試験ニ落第セシ者

第十九條 高等科學生ニシテ【前條第二項】ニ該ル者アルトキハ校長ハ教育總監ノ許可ヲ請ケ留學ヲ命スルコトヲ得

第二十條 校長ハ修學期末ニ於テ學生ノ卒業試験ヲ施行シ各教官ヲ集メ會議ヲ開キ修學ノ成績ヲ調査シ考科列序ヲ定メ教育總監ノ許可ヲ請ケ及第者ニ卒業證書ヲ附與ス

第二十一條 高等科卒業者又ハ各兵科憲兵科尉官中技術將校トシテ適任ナル見込アル者ヲ選ヒ員外學生ト爲シ必要ナル科學ヲ研究セシムルコトヲ

得其ノ採用並修學等ニ關スル事項ハ教育總監陸軍大臣ト商議シテ之ヲ定ム

日本標準規格B4列(十一行全)(山田納)

IMT 660

303

000 111

第二十二條 卒業證書ヲ付與シタル者ノ中更ニ高等科若クハ員外學生トシ

テ在學スル者及野戰要塞各砲兵射擊學校乙種學生トシテ入校ヲ命セラレ

タル者ノ外ハ校長直ニ之ヲ歸除セシム

第二十三條 普通科學生ニシテ退校ヲ命セラレタル者ハ隊長ノ上申ニ依リ

教育上便宜ノ時期ニ於テ再ヒ入學ヲ命スルモノトス

第二十四條 滯學若クハ再ヒ入學ヲ命セラレタル學生修學ヲ終レハ第二十

條ニ準シ卒業證書ヲ附與ス

第二十五條 普通科學生ニシテ前條卒業試驗ニ落第セシトキハ歸除自習ノ

上隊長ノ上申ニ依リ更ニ試驗ヲ受ケシメ及第者ニハ卒業證書ヲ附與シ尙

落第シタル者ハ特別ノ詮議ニ附ス

第二十六條 毎年學生ニ三週間以内ノ夏期休暇ヲ與フルコトヲ得

第二十七條 教官ハ教育上便宜ノ時期ニ於テ除附勤務ヲ爲サシムルコトヲ

ルヘシ

參照

朕陸軍科學學校令ヲ制定シ之方
施行ヲ命ズ

御名 御璽

昭和十六年七月十日

陸軍大臣 東條 英機

軍令陸第十五號

陸軍科學學校令

第一條 陸軍科學學校ハ學生ニ技術ヲ要スル軍隊(航空部隊ヲ除ク)ノ隊務遂行ニ必要ナル學識ヲ増進セシムル所トス
陸軍科學學校ニ於テハ前項ノ外學生中所需ノ者ニ軍事技術ニ關スル須要ナル學術ヲ修メシム

第二條 學生ヲ分チテ左ノ三種トス

普通科學生 技術ヲ要スル軍隊(航空部隊ヲ除ク)ノ兵科少尉ヲ以テ之ニ充テ其ノ隊務遂行ニ必要ナル學術ヲ修習セシメ其ノ修學期間ハ概ネ一年トス但シ少尉ニシテ入學シ得ザル者ハ中尉又ハ大尉ニ進級ノ後ニ在リテ

モ學生ト爲スコトヲ得

高等科學生 普通科ノ修學ヲ終リタル學生中ヨリ概ネ其ノ四分ノ一ヲ選抜シテ之ニ充テ尙須要ナル學術ヲ修習セシム其ノ修學期間ハ概ネ一年トス

技術科學生 普通科ノ修學ヲ終リタル學生中ヨリ適任者若干名ヲ選定シ軍事技術ニ關スル須要ナル學術ヲ修習セシム其ノ修學期間ハ概ネ一年トス但シ修學ヲ終リタル學生中ヨリ更ニ若干名ヲ選拔シ長期學生ト爲シ尙約四月在學セシメ所要ノ學術ヲ修習セシムルコトヲ得

第三條 普通科學生ノ採用及技術科學生ノ選定ニ關シテハ教育總監陸軍大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第四條 學生ノ教育綱領ハ教育總監之ヲ定ム但シ技術科學生ニ關スル事項ハ教育總監陸軍大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第五條 學生教育ノ實施ハ教則ニ依ル其ノ教則ハ前條ノ教育綱領ニ基キ教育總監ノ認可ヲ受ケ校長之ヲ定ム

第六條 學生ノ教育ヲ行フ爲陸軍科學學校ニ教育部ヲ置ク

第七條 陸軍科學學校ニ左ノ職員ヲ置ク
校長
幹事
副官
學校附
科長
教官
馬術教官
下士官及判任文官

第八條 校長ハ教育總監ニ轉シ校務ヲ總理ス

第九條 幹事ハ校長ヲ輔佐シ校務ヲ整理シ教育ノ統一ヲ圖ル

第十條 副官ハ校長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十一條 學校附ハ校長ノ命ヲ承ケ各其ノ擔任ノ業務ヲ掌ル

第十二條 科長ハ校長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ軍事學科ノ教育ヲ統理ス

第十三條 教官ハ上官ノ命ヲ承ケ軍事學科、普通學科又ハ術科教育ヲ分擔ス

第十四條 馬術教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學生ノ馬術教育ニ任ジ兼テ校庭ニ關スル一切ノ業務ヲ掌ル

第十五條 下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ術科教育ヲ補助シ又ハ技術若ハ事務ニ従事ス

第十六條 學生ハ校外ニ居住セシム但シ教育上必要アルトキハ學生ヲ校内ニ起居セシムルコトヲ得

第十七條 學生ノ願屆其ノ他業務ニ關スル諸件ハ校長ノ管理ニ屬ス

第十八條 學生中傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ因リ修學ノ目途ナキ者ハ校長其ノ事由ヲ具シ教育總監ノ認可ヲ受ケ之ヲ退校セシム

第十九條 學生中傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ因リ修學期間内ニ所定ノ學術ヲ修メ得ザル者ニシテ尙望アリト認ムルモノハ校長其ノ事由ヲ具シ教育總監ノ認可ヲ受ケ之ヲ所要ノ期間滯學セシムルコトヲ得

第二十條 校長ハ普通科學生卒業ノ期ニ至リタルトキハ其ノ修業成績書ヲ調製シ之

日本標準規格B4列(十一行全)(山田納)

ヲ教育總監ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケ卒業
者ニ卒業證書ヲ附與シ高等科又ハ技術科
學生トシテ引續キ在學ヲ命ゼラレタル者
ノ外ハ之ヲ歸隊セシム

前項ノ場合ニ於テ教育總監ハ學生ノ修業
成績書ヲ陸軍大臣ニ移シ校長ハ各學生ノ
修業成績書ヲ本人ノ所管長官ヲ經テ所屬
部隊長ニ送付スルモノトス

滯學セシメラレタル學生又ハ再ビ入學ヲ
命ゼラレタル學生修學ヲ終リタルトキ及
高等科又ハ技術科學生修學ヲ終リタルト
キハ前二項ノ規定ニ準ジ取扱フモノトス

第二十一條 校長ハ學生ニ毎年夏季二十日
以內ノ休暇ヲ與フルコトヲ得
第二十二條 校長ハ校務上便宜ノ時期ニ於
テ武官タル職員ニ隊附勤務ヲ爲サシムル
コトヲ得

附 則

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行
ス

本令施行ノ際現ニ陸軍砲工學校高等科學生
タル者中本令ニ依ル技術科學生ト爲スベキ
モノハ陸軍大臣之ヲ命ズ

前項ノ者ヲ除クノ外本令施行ノ際現ニ陸軍
砲工學校普通科學生又ハ高等科學生タル者
ハ各本令ニ依ル普通科學生又ハ高等科學生
ト爲リタルモノトス

後
目

陸軍砲工學校條例廢止の件附記

法制局 官 内 參 事 官

本令は明治三十一年勅令第二百二十五號を以て定められ爾後三十三年乃至三十六年の間に四回に亘り勅令を以て改正せられ大正八年軍令陸第二十六號を以て第二十二條員外學生に關する規定を改正した。明治四十年軍令に關する件の制定前に在りては大權の發動は凡べて勅令を以てせられ當時の勅令の中には今日に於て軍令を以て定めらるべきものをも含んで居るところとは勿論であり當時の勅令を改正するに當つては今日の軍令内容を客體とするものは軍令を以てし然らざるものは勅令を以てすべきことも當然である。沿革を辿るに砲工學校條例及其の改正勅令は上奏に當つて常に陸軍大臣のみが關係し、閣議を経ることなく單に允裁後内閣總理大臣に報告せられて居るに止まる。是は其の内容が統帥事項に關すると見らるる有力なる根據とも謂ひ得る。尤も四十年以後に及んで勅令を以て改正せられた往時の陸海軍關係法令の中にも之と同様に閣議を経ずに陸海軍大臣のみが關係して勅裁を仰いだものが相當多數あるので此の理由のみを以て同條例が軍令事項を規定して居ると斷言することは勇敢に過ぐる嫌がないでもないが兎も角大正八年に軍令を以て改正を加へたのも恐らくは此の理由に基いて居ると思はるる。

今回陸軍は同條例の廢止を勅令を以て規定すべく原案を樹てて來た。元來勅令は軍令事項をも規定し得るとの説があり其の説に基けば原案の行き方も正當と謂はねばならぬ。然し此の

内

閣

説には有力な反對論があつて絶對的に全幅の支持を與へることは出来ぬ。大正八年の先例は本條例を以て軍令事項を定めたるものと解して軍令を以て改正したのであり且つ又其の改正軍令は條例の中で通常は最も勅令的色彩が強いと觀念せられて居る員外學生の規定に關するもので此の規定をすら軍令に依て改正し乍ら今次の廢止を勅令に依り行ふことは益々矛盾撞着的感が強い。大正八年陸軍大臣の上奏に因り勅裁を以て定められた改正軍令が過誤を冒したものであると謂ふ論は吾人の採るべからざる所であると信ずる。假に大正八年の先例なしとせば本條例を以て勅令事項を規定せるものと解し今回の廢止も勅令に依ることが適當であるかも知れない。夫れは畢竟するに法令の解釋如何の問題で軍令、勅令兩論を生じ得る餘地を存するものと考へらるる。しかし此の先例ある以上政府の公の解釋は條例の内容を軍令事項と解する旨明示せられたと稱すべく之を今日に至り勅令事項と變更解釋するは恣意も亦甚だしい。仍て本件は廢案とし軍令を以て規定せしむることとした次第である。尙將來明治四十年前の制定に係る軍關係勅令の改廢は具體の場合に検討して軍令、勅令の何れに依るかを決することとした。

以
上

陸甲六二

昭和十六年七月十九日

内閣書記官長



内閣書記官



昭和十六年七月十九日
陸甲六二

内閣總理大臣



法制局長官



外務大臣

五

陸軍大臣

為

文部大臣

五

逓信大臣



厚生大臣

越

内務大臣

五

海軍大臣



農林大臣

五

鐵道大臣



平沼國務大臣

五

大藏大臣



司法大臣



商工大臣

五

拓務大臣

五

柳川國務大臣

五

鈴木國務大臣



別紙陸軍大臣請議陸軍自動車學校
令廢止ノ件ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思

二二

考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然
ト認ム

勅 令 案

呈案附箋ノ通

法務局院 第五〇三號

昭和十六年七月十五日

陸普第五三五五號

陸軍自動車學校令廢止ノ件

昭和十六年七月拾四日

陸軍大臣 東條英機

内閣總理大臣 公爵近衛文麿殿

陸軍自動車學校令廢止ノ件別紙勅令案ノ通廢止相成度理由書ヲ相
添へ閣議ヲ請フ



陸

16.7.1
書

軍

陸甲 六二

陸軍

朕陸軍自動車學校令廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年七月二十六日

内閣總理大臣

陸軍大臣

勅令第七百八十九號

陸軍自動車學校令ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

理由

陸軍機甲整備學校ノ新設ニ伴ヒ廢止スルノ要アルニ依ル

陸軍

参照

●陸軍自動車學校令

大正十四年四月二十八日
勅令第五百九十九號

陸軍自動車學校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)

陸軍自動車學校令

第一條 陸軍自動車學校ハ學生及兵ニ自動車ニ關スル學術ヲ修得セシメ且自動車ニ關スル學術ノ調査研究ヲ行ヒ以テ自動車ニ關スル學術ノ進歩ヲ圖リ竝自動車及之ニ關スル器材ノ研究及試驗ヲ行フ所トス

陸軍自動車學校ニ於テハ前項ノ外幹部候補生ニ輜重兵科豫備役將校ニ必要ナル教育ヲ、下士官候補者ニ輜重兵科現役下士官ニ必要ナル教育ヲ行フ

第二條 學生ヲ分チテ左ノ二種トシ通常毎年二回入校セシム

甲種學生 舊兵科(憲兵科ヲ除ク)尉官ヲ以テ之ニ充テ其ノ修學期間ハ輜重兵科ノ者ニ在リテハ概テ八月、其ノ他兵科ノ者ニ在リテハ概テ五月トス但シ修學ヲ終リタル學生ノ中ヨリ若干名ヲ選拔シ教育總監ノ認可ヲ受ケ更ニ一年以内在學セシメ尙須要ナル學術ヲ修習セシム

乙種學生 各兵科(憲兵科ヲ除ク)下士官ヲ以テ之ニ充テ其ノ修學期間ハ概テ五月トス

第二條ノ二 幹部候補生ハ各隊ヨリ分遣スル輜重兵科甲種幹部候補生ヲ以テ之ニ充テ通常毎年一回入校セシメ其ノ修學期間ハ概テ十一月トス

第二條ノ三 下士官候補者ハ各隊ヨリ分遣スル者ヲ以テ之ニ充テ通常毎年一回入校セシメ其ノ修學期間ハ概テ一年トス

第三條 前三條ノ外臨時ニ舊兵科將校以下ニ必要ノ修學ヲ爲サシムルコト

内 見

<p>第三條ノ二 幹部候補生及下士官候補者ノ教育綱領ハ教育總監之ヲ定ム</p> <p>第三條ノ三 幹部候補生及下士官候補者ノ教育ノ實施ハ教則ニ依ル其ノ教則ハ前條ノ教育綱領ニ基キ教育總監ノ認可ヲ受ケ校長之ヲ定ム</p> <p>第四條 學生ノ教育ニ任セシムル爲本校ニ教育部ヲ置ク</p> <p>第五條 自動車ニ關スル調査研究及試験ヲ行ハシムル爲本校ニ研究部ヲ置ク</p> <p>第五條ノ二 幹部候補生ノ教育ヲ行フ爲本校ニ幹部候補生隊ヲ置ク</p> <p>第五條ノ三 下士官候補者ノ教育ヲ行フ爲本校ニ下士官候補者隊ヲ置ク</p> <p>第六條 學生ノ教育及自動車ニ關スル研究試験ニ充テ且兵ニ自動車ニ關スル學術ヲ教育スル爲本校ニ練習隊ヲ置キ各隊ヨリ所要ノ兵ヲ分遣シテ之ヲ編成ス</p> <p>第七條 兵器ノ整備及研究並ニ學生、幹部候補生及下士官候補者ノ實習ニ供スル爲本校ニ材料廠ヲ置ク</p> <p>第八條 本校ニ左ノ職員ヲ置ク</p> <p>校長</p> <p>幹事</p> <p>副官</p> <p>學校附</p> <p>教官</p> <p>研究部部長</p> <p>研究部主事</p> <p>幹部候補生隊長</p> <p>幹部候補生隊中隊長</p> <p>幹部候補生隊附</p> <p>下士官候補者隊長</p> <p>下士官候補者隊附</p>											

日本標準規格B4列(十一行全)(山田結)

IMT 660

215 316

000 TMI

練習隊長

練習隊附

材料廠長

材料廠附

准士官、下士官及列任文官

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十五條ノ二

第十五條ノ三

第十五條ノ四

第十五條ノ五

第十五條ノ六

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

練習隊長
練習隊附
材料廠長
材料廠附
准士官、下士官及列任文官
第九條 校長ハ教育總監ニ隷シ校務ヲ總理ス但シ自動車及之ニ關スル器材
ノ研究及試験ニ關シテハ陸軍大臣ノ座處ヲ受ケルモノトス
第十條 幹事ハ校長ヲ輔佐シ校務ヲ整理シ教育及研究ノ統一ヲ圖ル
第十一條 副官ハ校長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル
第十二條 學校附ハ校長ノ命ヲ承ケ各其ノ擔任ノ業務ヲ掌ル
第十三條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學術ノ授業ヲ分擔ス
第十四條 研究部員ハ校長ノ命ヲ承ケ調査研究及試験ヲ分擔ス
第十五條 研究部主事ハ校長ノ命ヲ承ケ調査研究及試験ニ要スル資料ノ蒐
集整理ニ任シ且調査研究及試験ヲ分擔ス
第十五條ノ二 幹部候補生隊長ハ幹部候補生隊ヲ統べ校長ノ命ヲ承ケ幹部
候補生ノ教育ヲ掌理ス
第十五條ノ三 幹部候補生隊中隊長ハ幹部候補生隊長ノ命ヲ承ケ幹部候補
生ノ教育ヲ擔任ス
第十五條ノ四 幹部候補生隊附ハ上官ノ命ヲ承ケ各其ノ擔任ノ業務ヲ掌ル
第十五條ノ五 下士官候補者隊長ハ下士官候補者隊ヲ統べ校長ノ命ヲ承ケ
下士官候補者ノ教育ヲ掌理ス
第十五條ノ六 下士官候補者隊附ハ上官ノ命ヲ承ケ各其ノ擔任ノ業務ヲ掌
ル
第十六條 練習隊職員ノ服務ニ付テハ軍隊内務ノ定期ヲ準用ス
第十七條 材料廠長ハ校長ノ命ヲ承ケ廠務ヲ掌ル
第十八條 材料廠附ハ材料廠長ノ命ヲ承ケ廠務ヲ分擔ス
第十九條 准士官、下士官及列任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ教育ヲ補助シ又ハ

技術若ハ事務ニ従事ス

第二十條 學生及第三條ノ規定ニ依リ修學セシムル者ノ人員、入校期日及修學期間ハ教育總監ノ通牒ニ依リ陸軍大臣之ヲ告達ス

第二十一條 前條ノ告達アリタルトキハ所管長官ハ修學ニ適當ナル者ヲ選定シ入校前ニ其ノ所屬部隊及官等氏名ヲ教育總監ニ報告シ及ハ通牒スヘシ

第二十二條 管外居住者タル學生ハ校外ニ、管内居住者タル學生、幹部候補生及下士官候補者ハ校内ニ居住セシメ其ノ修學ニ要スル兵器、被服、圖書、器具、消耗品等ハ之ヲ貸付シ又ハ支給スルコトヲ得

第二十三條 學生、幹部候補生及下士官候補者ノ願届其ノ他業務ニ關スル諸件ハ校長ノ管理ニ屬ス

第二十四條 學生中傷疾疾病其ノ他ノ事故ニ因リ修業ノ見込ナキ者ハ校長其ノ事由ヲ具シ教育總監ノ認可ヲ受ケ退校セシム

第二十五條 幹部候補生及下士官候補者ハ情願ヲ以テ退校スルコトヲ得ズ

第二十六條 幹部候補生及下士官候補者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ退校セシム

一 軍紀ヲ素リ又ハ屢法則ヲ犯シ者

二 品行不正ニシテ改悛ノ目途ナキ者

三 學術ノ成績不良ニシテ卒業ノ目途ナキ者

四 傷疾疾病ニ因リ修學ニ堪ヘザル者

五 前各號ノ外幹部候補生ニ在リテハ豫備役將校、下士官候補者ニ在リテハ下士官タルニ適セズト認ムル者

第二十七條 下士官候補者中傷疾疾病其ノ他ノ事故ニ因リ修學期間内ニ所定ノ學術ヲ修メ得ザル者ニシテ尙望アリト認ムルモノハ之ヲ所要ノ期間滯學セシムルコトヲ得

第二十八條 前二條ノ規定ニ該當スル者アルトキハ校長其ノ事由ヲ具シ教育總監ニ報告ス

日本標準規格141(十一行全)(山田納)

育總監ノ認可ヲ受ケ之ヲ處理ス

退校セシメラレタル幹部候補生及下士官候補者ハ之ヲ歸隊セシム

第二十九條 校長ハ學生ノ修學期末ニ於テ其ノ修業成績書ヲ調製シ之ヲ教育總監ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケ乙種學生ニハ修業證書ヲ付與シ學生ヲ歸隊セシム

前項ノ場合ニ於テ教育總監ハ甲種學生ノ修業成績書ヲ陸軍大臣ニ提出シ校長ハ各學生ノ修業成績書ヲ本人ノ所管長官ヲ經テ所屬部隊長ニ送付スルモノトス

第三十條 校長ハ幹部候補生又ハ下士官候補者卒業ノ期ニ至リタルトキハ其ノ修業成績書ヲ調製シ之ヲ教育總監ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケ卒業者ニ卒業證書ヲ付與シ之ヲ歸隊セシム

前項ノ場合ニ於テ教育總監ハ幹部候補生ノ修業成績書ヲ陸軍大臣ニ提出シ校長ハ各幹部候補生又ハ下士官候補者ノ修業成績書ヲ本人ノ所管長官ヲ經テ所屬部隊長ニ送付スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ教育總監ハ幹部候補生ノ修業成績書ヲ陸軍大臣ニ提出シ校長ハ各幹部候補生又ハ下士官候補者ノ修業成績書ヲ本人ノ所管長官ヲ經テ所屬部隊長ニ送付スルモノトス

第三十一條 校長ハ校務上便宜ノ時期ニ於テ武官タル職員ニ除附勤務ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十二條 校長ハ研究又ハ教育上必要アルトキハ陸軍航空總監、軍司令官、師團長又ハ飛行集團長ニ稟議シ其ノ軍隊又ハ學校ヲ使用スルコトヲ得

附則

本令ハ大正十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

濟

陸甲六三

昭和十六年七月二十一日

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十七年七月三十日
昭和十七年七月十九日

内閣總理大臣



法制局長官



外務大臣

西

陸軍大臣

為

文部大臣

西

遞信大臣



厚生大臣

西

内務大臣

西

海軍大臣



農林大臣

西

鐵道大臣



平沼國務大臣

西

大藏大臣



司法大臣



商工大臣

西

拓務大臣

西

柳川國務大臣

西

鈴木國務大臣



別紙陸軍大臣請議陸軍兵務部令制定ノ件ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思

治
部
局

考又依テ請議、通閣議決定セラレ可然
ト認ム

勅 令 案

呈案附箋ノ通

陸軍省 第五四號

昭和十六年七月十五日

陸普第五三五六號

陸軍兵務部令制定ノ件

昭和拾六年七月拾四日

陸軍大臣 東條英

内閣總理大臣 公爵近衛文麿殿



陸軍兵務部令制定ノ件別紙勅令案ノ通制定相成度理由書相添ヘ閣議ヲ請フ

陸甲 六三

陸軍

官用

陸軍

朕陸軍兵務部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 天御 皇

昭和十六年 七月 二十八日

内閣 總理 大臣

勅令第七百九十九號

陸軍兵務部令

第一條 本令ニ於テ陸軍兵務部ト稱スルハ軍兵務部及師團兵務部ヲ
謂フ

第二條 陸軍兵務部ハ當該軍又ハ師團ノ管區内ニ於ケル左ニ振テ
事務ヲ掌ル

一 召集ニ關スル事項

二 在郷軍人會ニ關スル事項

三 國防思想ノ普及ニ關スル事項

四 學校ニ於ケル教練ニ關スル事項

五 軍一授服ニ關スル事項

第三條 陸軍兵務部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長

下士官及判任文官

第四條 部長ハ當該軍司令官又ハ師團長ニ兼シ部務ヲ掌理ス

第五條 軍兵務部長ハ師團兵務部長ニ所要ノ指示ヲ爲スコトヲ得

第六條 部長ハ所掌事項ニ關シ軍司令官又ハ師團長ノ命ヲ承ケ聯隊

區司令官若ハ陸軍兵務部長ニ所要ノ指示ヲ爲シ又ハ聯隊區司令部

若ハ陸軍兵務部ノ査閲ヲ行フコトヲ得

第七條 部員ハ部長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌ル

第八條 下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

陸軍附屬則合々總則ニ於テ之ヲ定ムル

陸軍

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍

陸軍

理由

軍及師團司令部ニ新ニ兵務部ヲ設クルノ要アルニ依ル

參照

●陸軍兵事部令

昭和十四年八月二日
勅令第五百十八號

(總理、陸軍
大臣副署)

朕陸軍兵事部令ヲ發可シ茲ニ之ヲ公布セシム
陸軍兵事部令

第一條 朝鮮及臺灣ノ各兵事區ニ陸軍兵事部ヲ置テ

陸軍兵事部ハ當該兵事區名ヲ冠稱ス

各兵事區ノ區域ハ陸軍管區表ノ定ムル所ニ依ル

第二條 陸軍兵事部ハ當該兵事區内ノ左ノ事務ヲ掌ル

一 徵兵及召集ニ關スル事項

二 在郷軍人(將官及各部將官ヲ除ク)ノ服役及召集ニ關スル事項

三 在郷將校團ニ關スル事項

四 在郷軍人會ニ關スル事項

五 前各條ニ掲グルモノノ外陸軍大臣ノ定ムル兵事ニ關スル事項

第三條 陸軍兵事部ニ左ノ職員ヲ置テ

部長

部員

下士官及判任文官

前項ノ職員中下士官ハ豫備役又ハ後備役ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第四條 部長ハ臺灣軍司令官又ハ關東長ニ兼シ部務ヲ總理ス

第五條 部員ハ部長ノ命ヲ受ケ各其ノ擔任ノ業務ヲ掌ル

第六條 下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年三月三十一日
勅令第三百二十五號

(總理、陸軍
大臣副署)

陸軍兵事部令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸軍兵事部令中左ノ通改正ス

第一條第一項中「朝鮮及臺灣」ヲ削ル

第二條第二號中「及各部將官」ヲ削ル

第三條第二項中「又ハ後備役」ヲ削ル

第四條中「臺灣軍司令官」ノ下ニ「關東軍司令官」ヲ加フ

附則
本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

表紙

日本標準規格圖列(十一行全)(由三轉)

IMT 660

328

000 PML

參照

● 聯隊區司令部令

大正十二年五月二十四日
勅令第二百六十七號

朕聯隊區司令部ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總理、陸軍大臣副署)

聯隊區司令部令

第一條 各聯隊區ニ聯隊區司令部ヲ置ク

第二條 聯隊區司令部ハ師團長ノ管理ニ屬シ當該聯隊區内ニ於ケル左ニ掲ケル事務ヲ掌ル

- 一 徵兵及召集ニ關スル事務
- 二 在郷軍人ノ服役及召集ニ關スル事務
- 三 在郷將校團ニ關スル事務
- 四 在郷軍人會ニ關スル事務
- 五 前各號ニ掲ケルモノノ外陸軍大臣ノ定ムル兵事事務

第三條 聯隊區司令部ニ左ノ職員ヲ置ク

- 司令官
- 部員
- 副官
- 下士官及判任文官

前項職員中下士官ハ豫備役又ハ後備役ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第四條 司令官ハ師團長ニ兼シ部務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第五條 部員及副官ハ司令官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第六條 下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



參照

朕師團司令部條例ヲ改定シ之ガ施行ヲ命ズ

御名 御璽

昭和十五年七月十日

陸軍大臣 畑 俊六

軍令陸第十三號(官報 七月十三日)

師團司令部令

第一條 師團長ハ陸軍中將ヲ以テ之ヲ親補シ軍司令官ニ隸シ部下陸軍諸部隊ヲ統率シ軍司令官ノ旨ヲ承ケ軍事ニ係ル諸件ヲ統理ス

第二條 師團長ハ其ノ管理ニ係ル各部隊ノ動員計畫ヲ掌ル

第三條 師團長ハ部下軍隊ノ練成ニ付其ノ責ニ任ズ

第四條 師團長ハ軍司令官ノ定ムル所ニ依リ其ノ師管ノ防衛ニ任ズ

近衛師團長ハ前項ノ外禁關守衛ノ事ニ任ズ

師團長ハ防衛ノ爲緊急ノ必要アルトキハ其ノ師管内ノ隷下外部隊ヲ一時區處スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ速ニ軍司令官ニ報告

シ且關係所管長官ニ通報スベシ

第五條 師團長ハ防衛ニ關スル演習ノ爲其ノ師管内ニ在ル隷下外部隊ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該部隊ノ所管長官ト豫メ協議スベシ

第六條 師團長ハ地方長官ヨリ地方ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ノ請求ヲ受ケタルトキハ事急ナレバ直ニ之ニ應ズルコトヲ得

其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツノ過ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜處置スルコトヲ得

第七條 師團長ハ防疫上必要アルトキハ其ノ師管内ニ在ル隷下外部隊ヲ一時區處スルコトヲ得

第八條 前二條ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ軍司令官ニ報告シ且關係所管長官ニ通報スベシ

第九條 疫疾其ノ他非常ノ場合ニ際シ師團長一時其ノ部下軍隊ヲ移動セントスルニ當リ急ヲ要スルトキハ之ヲ實行シタル後前條ニ準ジ報告スベシ

第十條 師團長ハ部下諸部隊ノ軍紀、風紀、

前條ニ準ジ報告スベシ



内務、兵器、經理、衛生及馬事ニ關スル事項ヲ統監ス

師團長ハ其ノ師管内ニ在ル陸軍諸部隊(軍司令官ノ轄下諸部隊ニ在リテハ其ノ指定スルモノ及軍隊以外ノ部隊ニ限ル)ノ軍紀、風紀ヲ監督ス

第十一條 師團長ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣、勤員計畫ニ關シテハ參謀總長、教育ニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ承クルモノトス

第十二條 師團長ハ毎年概ネ軍隊教育期ノ終ニ於テ師團ノ狀況ヲ軍司令官ニ報告スベシ

第十三條 師團司令部ニ左ノ各部ヲ置ク

一 參謀部

二 副官部

三 兵器部

四 經理部

五 軍醫部

六 獸醫部

七 法務部

參謀部及副官部ヲ合シ幕僚トス

前項ノ外司令部附ヲ置クコトヲ得

第十四條 參謀長ハ師團長ヲ輔佐シ且師團司令部内ノ事務整理ノ責ニ任ズ

第十五條 幕僚ノ各將校ハ參謀長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第十六條 司令部附將校ハ師團長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第十七條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第十八條 兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部及法務部ニ於ケル各官ノ職責ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十九條 司令部附將校及各部長ヨリ師團長ニ具申スベキ事項ハ豫メ參謀長ニ開陳シ其ノ承認ヲ承クルモノトス

附則

本令ハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

北部軍司令官ノ轄下ニ入ルベキ師團ニ在リテハ該軍司令部ノ設置ニ至ル迄仍從前ノ規定ニ依ル

参照

朕陸軍經理部令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

昭和十五年七月三十一日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

陸軍 大臣 東條 英機

勅令第四百九十四號 (官報 八月一日)

陸軍經理部令

第一條 本令ニ於テ陸軍經理部ト稱スルハ
軍經理部、師團經理部及飛行集團經理部
ヲ謂フ

第二條 陸軍經理部ハ當該軍司令官、師團
長又ハ飛行集團長ニ隸屬スル部隊(軍經

理部ニ在リテハ師團長ニ隸屬スル部隊ヲ
除ク)及陸軍大臣ノ特ニ定ムル部隊ノ會
計經理並ニ經理部將校以下ノ經理部専門
事項ノ教育及勤務ニ關スル事項ヲ掌ル
第三條 陸軍經理部ハ前條ニ規定スル部隊
ノ會計事務ノ監督及此等ノ部隊ノ土地建
造物ノ經營ヲ掌ル

師團經理部ニ在リテハ前條及前項ノ外其
ノ師管内ニ在ル同條ニ規定スル部隊以外
ノ部隊(陸軍航空總監ニ隸屬スル部隊、陸
軍航空本部長ニ隸屬スル部隊、陸軍氣象
部、陸軍燃料廠及陸軍大臣ノ特ニ定ムル
其ノ他ノ部隊ヲ除ク)ノ會計事務ノ監督、
此等ノ部隊(陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、陸
軍製絨廠及陸軍經理學校ヲ除ク)ノ經理
部將校以下ノ經理部専門事項ノ教育及勤
務ニ關スル事項並ニ其ノ師管内ニ在ル陸
軍所屬ノ土地建造物ノ經營(國防ニ關ス
ルモノ並ニ前項ノ部隊、陸軍航空總監ニ
隸屬スル部隊、陸軍航空本部長ニ隸屬ス
ル部隊、陸軍氣象部、陸軍造兵廠、陸軍製
絨廠及陸軍燃料廠ニ關スルモノヲ除ク)
ヲ掌ル
陸軍大臣ハ必要ニ應ジ前二項ノ規定ニ依
ル所管區分ヲ變更スルコトヲ得
第四條 陸軍經理部ニ左ノ職員ヲ置ク
部長
附 部員
下士官及判任文官

第五條 部長ハ當該軍司令官、師團長又ハ飛行集團長ニ隸シ部務ヲ掌理ス但シ會計事務ノ監督及土地建造物ノ經營ニ關シテハ陸軍大臣ニ直隸シ經理部將校以下ノ經理部専門事項ノ教育ニ關シテハ陸軍省經理局長ノ區處ヲ、第二條ノ規定ニ依リ陸軍大臣ノ特ニ定ムル部隊及第三條第二項第三項ノ規定ニ依ル部隊ニ於ケル陸軍經理部所掌事項(會計事務ノ監督及土地建造物ノ經營ニ關スル事項ヲ除ク)ニ關シテハ當該部隊ノ所管長官ノ區處ヲ承ク前項但書前段ノ場合ニ於テ其ノ事項所管長官ニ直接關係ヲ有スルトキハ部長ハ之ヲ當該長官ニ報告スベシ

第六條 軍經理部長ハ師團經理部長ニ所要ノ指示ヲ爲スコトヲ得

第七條 部長ハ必要ニ應ジ陸軍經理部ノ出張所ヲ置キ其ノ業務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第八條 部長ハ所管部隊ニ於ケル陸軍經理部所掌事項ニ關シ所屬軍司令官、師團長若ハ飛行集團長ノ命ヲ承ケ又ハ當該部隊ノ所管長官ニ稟議シ當該部隊長ニ所要ノ指示ヲ爲シ又當該部隊ノ査閲ヲ行フコトヲ得

第九條 部長ハ所管部隊ニ於ケル會計事務及土地建造物ノ検査ヲ行フ

第十條 部長ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外所管部隊ノ廢品處分ヲ承認ス但シ當該部隊長ニ之ヲ分任スルコトヲ得

第十一條 部長ハ必要アルトキハ當該部隊長又ハ主任官吏ヲシテ會計經理ニ關スル簿表及報告書ヲ提出セシメ又ハ其ノ辯明ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 部員及附八部長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌ル

第十三條 下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務又ハ技術ニ從事ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本標準規格B4(十一行全)(山田納)

一、師團司令部に依り師團長には現在一定範圍の軍政事務を行ふ權限が與へられて居るが司令部内に於て師團長の補助機關として司令部附將校、經理部以下の機關があり夫々師團長の行ふ軍政の或る特定部面を分掌して居る。所が此等の附屬機關中司令部附將校は他面自己の所掌事項に付て聯隊區司令官と陸軍兵事部長とに對して指示權があつて從て此の範圍内では此等の機關は單なる師團司令部内の補助機關たるに止まらずして獨立の存在である。且つ民間に直接して兵事行政を行へる聯隊區司令官、陸軍兵事部長（是等が勅令を以て規定せられて居ることも人民に直接して兵事行政を行ふものなるの理由に基くと觀念せらるる）に對して命令權を行使するので其の權限も勅令を以て規定せらるるのが至當である。本件は此の趣旨を以て在來の司令部附將校を兵務部と改めて規定した勅令なのである。軍兵務部に付ての説明も略々右に述べた所に準ずる。（軍司令部令第十條、第十二條、師團司令部令第十一條、第十三條參照、兵器部乃至法務部に付ては既に勅令の制定を見て居る。）

二、司令部には此の他幕僚（參謀部及副官部の併稱、軍令幕僚服務令參照）と稱するものあり、其の所掌中には徵兵に關する事項の如き勅令事項があつて幕僚服務令中の此の部分は勅令の規定事項とする方が妥當であると考へらるるが右は漸を逐うて處置すべき事柄であると考へらるる。

三、第二條「兵事」の字句を修正追加したるは聯隊區司令部令第二條第五號の兵事事務、陸軍兵事部令第二條第五號兵事に關する事項と步調を揃へたもので要するに各號列記がいつれも其の兵事に關する部面のみに限らるる趣旨を明かにしたものである。

第一號に「徵兵」の規定なきは前記の如く募僚をして行はしむるからであり動員、作戰と密接なる關聯あるを以て募僚から之を除去することを得ないと謂ふ理由に基く。

第四號は現行陸軍省兵務局兵務課の職掌中には學校教練及青年訓練と規定せられて居るが青年訓練所が青年學校に改まりたるに伴て原案は第二號として學校教練及青年學校に關する事項と表示する意圖である。而して學校教練とは配屬將校の行ふものを謂ひ、青年學校には配屬將校が附せられて居ないから別記したと謂ふのである。然し學校教練に原案者の謂ふ意味があるとは考へられず、青年學校も亦學校であるから其の教練を別記する要は認められず又青年學校に關する事項一般を茲に規定するは廣きに失する。又、他種水産講習所の如き學校に於ける施設は於ける教練をも包含せしめたい原案者の意圖もあつて附屬の如く修正原案者から申出がた。法制局が之に應じたのである。

第五號は陸軍省官制第九條人事局恩賞課の所掌事項中には「扶助」と規定せられて居る事項で原案者は本省官制中同様の改正を行ふ意圖ある旨を言明して居る。軍人援護の語は軍事保護院官制第一條第五號に見えて居り又職業補導の語は職業紹介法中に存する。後者の

内閣

事務も第二條本文に依て兵事事務の範圍に限らるるから従て軍人及遺家族の職業に關する範圍を出でない。「及」以下の追加は~~其~~原案者の要請に基いて便宜當方に於て附箋修正を以て處置したものである。

最後の二號は聯隊區司令部、陸軍兵務部に在ては何れも其の他の兵事事務の如く規定せられた部^分であるが事務量の顯著と爲るに従て特記したものであり又兵務部に付て其の他の兵事事務の如き規定方式を採らざることとは他の事務は前述の如く幕僚をして行はしむるの趣旨があるからである。

四、第六條の「指示」は兵務部が師團司令部中に存する限り區處に非ずと觀念せらるる。先例も「指示」である。

其の他の點は兵器部の先例を逐つた。

以上

陸甲七八

昭和十六年十月三日
昭和十六年十月八日
公布


昭和十六年十月三日


內閣書記官長


內閣書記官


內閣總理大臣


法制局長官


外務大臣



海軍大臣



商工大臣



厚生大臣



內務大臣


司法大臣


遞信大臣


平沼國務大臣



大藏大臣


文部大臣


鐵道大臣


柳川國務大臣


陸軍大臣


農林大臣


拓務大臣


鈴木國務大臣


別紙陸軍大臣請議陸軍省官制附表定員

二三

中ノ臨時特例ニ關スル件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

陸軍省官制附表定員中ノ臨時特例ニ關スル件
昭和十六年十月二日

陸普第七四〇一號

陸軍省官制附表定員中ノ臨時特例ニ關スル件

昭和拾六年拾月貳日

陸軍大臣 東條英機

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿



陸軍省官制附表定員中ノ臨時特例ニ關スル件別紙勅令案ノ通制定相
成度理由書相添へ閣議ヲ請フ

陸軍七八



陸



陸軍

朕陸軍省官制附表中大佐又ハ中佐ヲ以テ補スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名 御璽

昭和十六年十月七日

内閣總理大臣

陸軍大臣

勅令第八百九十八號

陸軍省官制附表中大佐又ハ中佐ヲ以テ充ツル職ハ當分ノ内特ニ必要アル場合ニ限り他ニ本職ヲ有スル一階上級ノ者ヲ以テ兼勤セシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

主任者

陸軍省軍務局軍事課
陸軍少佐 竹下 正彦

IMT 660

340

理由

陸軍

重要遂行ノ最重要時期ニ方リテハ、重要ナル職ニ在ル適材ヲシテ、
 其ノ進級ニ、
 ルコトヲ得ルノ途ルニ依ル
 拘ハラズ當分内仍従前ノ職ヲ

陸軍

昭和十六年九月 日

陸軍省軍務局 竹下少佐

法制局 宮内参事官 殿

覺

勅令第

號陸軍省官制附表定員中ノ臨時特例ニ關スル件ノ

實施ニ際シ一階上級ノ者ヲ以テ充ツルコトヲ得ヘキ人員ハ大佐ノ職及中
佐ノ職ニ於テ各三名迄トシ在職中進級シタル者ニ限ルモノトス

參照

- 一 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 二 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 三 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 四 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 五 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 六 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 七 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)

●陸軍省官制

明治四十一年十二月十九日
勅令第三百十四號

陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)

第三輯 官規 第一章 官制 第十款 陸軍省及陸軍所管

- 一 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 二 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 三 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 四 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 五 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 六 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)
- 七 陸軍省官制改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)

(附表)

陸軍省職員表	
政務次官	一
參事官	一
書記官	專任
事務官	專任
秘書官	專任
副官	專任
大官房	一
中官房	一
少官房	一
佐官房	一
大尉	一
中尉	一
少尉	一
大佐	一
中佐	一
少佐	一
大尉	一
中尉	一
少尉	一
大佐	一
中佐	一
少佐	一
大尉	一
中尉	一
少尉	一
大佐	一
中佐	一
少佐	一

一、陸軍の定期異動に際し本省の課長中少將に進級せしめたりき者を生じ而して少將に進級すると同時に本省官制附表の定むる所と紙觸を生ずるから課長を罷免せざるべからざる結果と爲るが今次事變の當初からの經緯を知らる人物の如きは仍當分の内引續き従前の課長のポストに留めて置くことが理想であるので之を可能ならしむるの途を拓くと謂ふのが今回の措置の趣旨である。高級課員、副官、秘書官の類に付ても同様の事が謂はれ得るので臨時特例として一階級の者を以て充て得ることとしたのである。

二、他面本省職員に付ては豫算上の制限があるから本省の専務職員を其の儘昇格せしめんが爲には現在の豫算の制限を超えねばならぬことと爲つて不都合を生ずる。仍て此の點を解決せんが爲「他ニ本職ヲ有スル」者の兼動としたのである。大藏省も此の點諒承濟・而して差當り本職は兵器本部を豫想して居る。「兼動」とあるは官制附表備考末號の文字に揃へたに止まる。

三、本件の如き例外の措置は成る可く限定して置く必要がある。此の點に付て次の如き問題を生ずる。

(イ) 人數乃至職名を限定するや否や。

編制の上では今回と同様の趣旨が本省のみならず陸軍部内全般に亘つて既に軍令（不公表）を以て規定せられて居り其の軍令に於ては人數を限定して居る。併し本件の如きは

必要の生ずる時宜に應じ適當に運用せらるることが望ましいので假に人數を勅令上に限定したとするも之が説明は殆ど不可能に近い。又職名を限定することは人數の限定に比し合理的の説明の餘地比較的に存し得るのであるが是とても程度の問題であつて人數に付て謂はるると同様の非難がある。仍て勅令の文面上は此等の制限を皆無とした。唯、例外的現象の普遍化は面白からざるを以て別添の公信を原案者側から徴して置くこととした。因に秘書官、副官に付て此の例外措置を認むるは原案者の主張ではあるが當否に付多少疑の餘地がないでもない。

(ロ) 官名を限定するや否や。

本件の必要は寧ろ兵科の者にのみ存する。従て「兵科大中佐」と表示するを以て必更充分とするのであるが陸軍部内に於て兵科と各部の関係微妙なるものありて原案者の避け度き所である旨強い要望があつたから之に従つた。兵科と各部とを併せて大中佐と表示することも新例であるが「各部」の語を文面に明示するは元來不必要なる部分を強調する結果と爲つて吾人の採らざる所。且つ兵科と各部とが大中佐の全部であるので寧ろ兩者を併せて簡單に大中佐の新用語を作つたのである。之に稍々類した先例としては金賜勳章發賜條例中に於て佐官、尉官として兵科及各部を包含せしめた例がある。海軍に付ては陸軍に此の例外を拓くことと爲つた旨を示して置いた。

以上

内閣

陸甲八九

昭和十六年十一月二十四日

内閣書記官長

五

内閣書記官

五

佐藤

昭和十六年十一月二十五日

内閣總理大臣



法制局長官



外務大臣

有

陸軍大臣



文部大臣



逓信大臣

五

厚生大臣

有

内務大臣



海軍大臣

五

農林大臣

有

鐵道大臣

五

幣本國務大臣



大藏大臣

興

司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

有

別紙陸軍大臣請議陸軍少年戰車兵

學校令制定ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

二四

閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

法
部
局

陸軍部
昭和十六年十一月十九日

2

陸

陸軍部
16.11.20
書文

陸普第八五二五號

陸軍少年戰車兵學校令制定ノ件

昭和十六年十一月十九日

陸軍大臣 東條英

内閣總理大臣 東條英機 殿



陸軍少年戰車兵學校令別紙勅令案ノ通制定相成度理由書相添へ閣議ヲ請フ

陸甲八九

陸軍

朕陸軍少年戰車兵學校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和十六年十一月二十八日

内閣總理大臣

勅令第千五百號

陸軍少年戰車兵學校令

第一條 陸軍少年戰車兵學校ハ戰車關係ノ現役兵科下士官ト爲スベキ生徒ヲ教育スル所トス

第二條 生徒ハ戰車關係ノ現役兵科下士官タルコトヲ志願シ召募試験ニ合格シタル者ヲ以テ之ニ充テ戰車關係ノ現役兵科下士官ニ必要ナル教育ヲ受ケシム

通常毎年一回入校セシメ其ノ修學期間ハ概ネ二年トス

第三條 生徒ノ採用ニ關スル事項及入校期日ニ付テハ陸軍大臣之ヲ

主任者

陸軍省軍務局軍事課
陸軍大尉 飯尾 裕幸

定ム

第四條 生徒ノ教育ヲ分チテ訓育並ニ學科及術科教育トシ其ノ教育綱領ハ教育總監之ヲ定ム

第五條 生徒ノ教育ノ實施ハ教則ニ依ル其ノ教則ハ前條ノ教育綱領ニ基キ陸軍機甲本部長ノ認可ヲ受ケ校長之ヲ定ム

第六條 生徒ノ學科教育及之ニ關聯スル訓育ニ任ゼシムル爲陸軍少年戰車兵學校ニ教授部ヲ置ク

第七條 生徒ノ訓育及術科教育ヲ行フ爲陸軍少年戰車兵學校ニ生徒隊ヲ置ク

第八條 兵器ノ修理及生徒ノ實習ニ供スル爲陸軍少年戰車兵學校ニ材料廠ヲ置ク

第九條 陸軍少年戰車兵學校ニ左ノ職員ヲ置ク
校長

副官

學校附

陸軍

教官

生徒隊長

生徒隊副官

生徒隊中隊長

生徒隊附

材料廠長

材料廠附

准士官、下士官及判任文官

第十條

校長ハ陸軍機甲本部長ニ隸シ校務ヲ總理ス

第十一條

副校長ハ校長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十二條

附ハ校長ノ命ヲ承ケ各、擔任ノ業務ヲ掌ル

第十三條

教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學科教育及之ニ關聯スル訓育ヲ分

擔當ス

第十四條 生徒隊長ハ生徒隊ヲ統へ校長ノ命ヲ承ケ、
科教育ヲ掌理ス

第十五條 生徒隊副官ハ生徒隊長ノ命ヲ承ケ生徒隊ノ庶務ヲ掌ル

第十六條 生徒隊中隊長ハ生徒隊長ノ命ヲ承ケ訓育及術科教育ヲ擔任ス

第十七條 生徒隊附ハ上官ノ命ヲ承ケ各、擔任ノ業務ヲ掌ル

第十八條 材料廠長ハ校長ノ命ヲ承ケ廠務ヲ掌ル

第十九條 材料廠附ハ材料廠長ノ命ヲ承ケ廠務ヲ分擔ス

第二十條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ教育ヲ補助シ又ハ技術若ハ事務ニ從事ス

第二十一條 生徒ハ校内ニ居住セシメ其ノ修學ニ要スル兵器、被服、圖書、器具、消耗品等ハ之ヲ貸付シ又ハ支給スルコトヲ得

第二十二條 生徒ハ總テ校長ノ管理ニ屬ス

第二十三條 生徒ハ情願ヲ以テ退校スルコトヲ得ズ

第二十四條 生徒ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ退校セシム

一 軍紀ヲ紊リ又ハ屢法則ヲ犯ス者

二 品行不正ニシテ改悛ノ目途ナキ者

三 學術ノ成績不良ニシテ卒業ノ目途ナキ者

四 傷痍疾病ニ因リ修學ニ堪ヘザル者

五 前各號ノ外下士官タルニ適セズト認ムル者

第二十五條 生徒中傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ因リ修學期間内ニ所定

ノ學術ヲ修メ得ザル者ニシテ尙望アリト認ムルモノハ之ヲ所要ノ

期間滯學セシメ又ハ次期ノ生徒ト爲スコトヲ得

第二十六條 前二條ノ規定ニ該當スル者アルトキハ校長其ノ事由ヲ

具シ陸軍機甲本部長ノ認可ヲ受ケ之ヲ處理ス

第二十七條 校長ハ生徒卒業ノ期ニ至リタルトキハ其ノ修業成績書

ヲ調製シ之ヲ陸軍機甲本部長ヲ經テ教育總監ニ提出シ其ヲ認可ヲ

受ケ卒業者ニ卒業證書ヲ付與シ著除日時ヲ指定シ之ヲ所屬部隊ニ

入隊セシム

前項ノ場合ニ於テ校長ハ各生徒ノ修業成績書ヲ本人ノ所管長官ヲ

經テ所屬部隊長ニ送付スルモノトス

滯學セシメラレタル生徒修學ヲ終リタルトキハ前二項ノ規定ニ準

ジ之ヲ取扱フモノトス

第二十八條 校長ハ生徒ニ毎年三週間以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

第二十九條 校長ハ校務上便宜ノ時期ニ於テ武官タル職員ニ隊附勤

務ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十條 校長ハ教育上必要アルトキハ陸軍航空總監、軍司令官、

師團長又ハ飛行集團長ニ稟議シ其ノ軍隊又ハ學校ヲ使用スルコト

ヲ得

附 則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍戰車學校生徒教育令ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ陸軍戰車學校ノ生徒タル者ハ陸軍少年戰車兵學校

ノ生徒ト爲リタルモノトス

陸軍機甲本部令第一條及第五條中「及陸軍自動車學校」ヲ「陸軍少

年戰車兵學校及陸軍機甲整備學校」ニ改ム

理由

少年戦車兵學校新設ニ由ルニ由ル

陸軍

参照

●陸軍戰車學校生徒教育令

昭和十四年七月十五日
勅令第四百八十五號

改正 昭和十六年第六〇九號
陸軍戰車學校ニ於ケル生徒教育ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム
(總理、陸軍大臣副署)

陸軍戰車學校生徒教育令

- 第一條 陸軍戰車學校ニ於テ戰車隊ノ現役下士官ト爲スベキ生徒ヲ教育ス
- 第二條 生徒ハ戰車隊ノ現役下士官タルコトヲ志願シ召募試験ニ合格シタル者ヲ以テ之ニ充テ戰車隊ノ下士官ニ必要ナル學術ヲ修習セシム通常每年一回入校セシメ其ノ修學期間ハ概ネ二年トス
- 第三條 生徒ノ採用ニ關スル事項及入校期日ニ付テハ陸軍大臣之ヲ定ム
- 第四條 生徒ノ教育 綱領ハ教育總監之ヲ定ム
- 第五條 生徒ノ教育ノ實施ハ教則ニ依ル其ノ教則ハ前條ノ教育綱領ニ基キ陸軍機甲本部長ノ認可ヲ受ケ校長之ヲ定ム
- 第六條 生徒ノ教育ヲ行フ爲陸軍戰車學校ニ生徒隊ヲ置ク
- 第七條 生徒ノ兵器ニ關スル實習ハ材料廠ニ就キ之ヲ行フコトヲ得
- 第八條 生徒隊ニ左ノ職員ヲ置ク
生徒隊長
生徒隊中隊長
生徒隊附
- 第九條 准士官、下士官及列任文官
生徒隊長ハ生徒隊ヲ統ヘ校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ教育ヲ掌理ス

- 第十條 生徒隊中隊長ハ生徒隊長ノ命ヲ承ケ生徒ノ教育ヲ擔任ス
- 第十一條 生徒隊附ハ上官ノ命ヲ承ケ各其ノ擔任ノ業務ヲ掌ル
- 第十二條 准士官、下士官及列任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ教育ヲ補助シ又ハ技術若ハ事務ニ從事ス
- 第十三條 生徒ハ校内ニ居住セシメ其ノ修學ニ要スル兵器、被服、圖書、器具、消耗品等ハ之ヲ貸付シ又ハ支給スルコトヲ得
- 第十四條 生徒ハ總テ校長ノ管理ニ屬ス
- 第十五條 生徒ハ情願ヲ以テ退校スルコトヲ得ズ
- 第十六條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ退校セシム
一 軍紀ヲ紊リ又ハ屢法則ヲ犯ス者
二 品行不正ニシテ改悛ノ目途ナキ者
三 學術ノ成績不良ニシテ卒業ノ目途ナキ者
四 傷疾疾病ニ因リ修學ニ堪ヘザル者
- 五 前各號ノ外下士官タルニ適セズト認ムル者
- 第十七條 生徒中傷疾疾病其ノ他ノ事故ニ因リ修學期間内ニ所定ノ學術ヲ修メ得ザル者ニシテ尙置アリト認ムルモノハ之ヲ所要ノ期間滯學セシメ又ハ次期ノ生徒ト爲スコトヲ得
- 第十八條 前二條ノ規定ニ該當スル者アルトキハ校長其ノ事由ヲ具シ陸軍機甲本部長ノ認可ヲ受ケ之ヲ處理ス
- 第十九條 校長ハ生徒卒業ノ期ニ至リタルトキハ其ノ修業成績書ヲ調製シ之ヲ陸軍機甲本部長ヲ經テ教育總監ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケ卒業者ニ卒業證書ヲ付與シ著除日時ヲ指定シ之ヲ所屬部隊ニ入隊セシム
前項ノ場合ニ於テ校長ハ各生徒ノ修業成績書ヲ本人ノ所管長官ヲ經テ所屬部隊長ニ送付スルモノトス
- 第二十條 滯學セシメラレタル生徒修學ヲ終リタルトキハ前二項ノ規定ニ準ジ之ヲ取扱フモノトス
- 附則
第二十條 校長ハ毎年生徒ニ三週間以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

参照

●陸軍機甲本部令

昭和十六年四月九日
勅令第四百五號

陸軍機甲本部令ヲ裁可シ技ニ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)

陸軍機甲本部令

第一條 陸軍機甲本部ハ機甲部隊及騎兵部隊ノ教育上當該除種專門ニ關スル事項、陸軍戰車學校、陸軍騎兵學校及陸軍自動車學校ニ關スル事項並ニ戰車(裝甲車ヲ含ム以下之ニ同シ)、牽引車及自動車ノ整備ノ基本ニ關スル事項ヲ掌リ且機甲部隊、騎兵部隊及戰車ヲ主體トスル諸兵連合ノ部隊ニ關スル調査及研究並ニ戰車、牽引車、自動車及自動車燃料ノ調査及研究ヲ行ヒ其ノ進歩ヲ圖ル

第二條 陸軍機甲本部ニ庶務課及第一課乃至第三課ヲ置ク

第三條 各課ノ業務ノ分掌ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第四條 陸軍機甲本部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長

附

課長

部員

下士官及列任文官

第五條 本部長ハ陸軍大臣ニ兼シ陸軍機甲本部ノ業務ヲ總理ス但シ教育並ニ陸軍戰車學校、陸軍騎兵學校及陸軍自動車學校ノ管轄ニ關シテハ教育總監ニ直轄ス

第六條 本部長ハ陸軍大臣ノ命ヲ承ケ陸軍技術本部長ト協同シ軍隊及所轄

學校ニ於ケル戰車、牽引車及自動車ノ取扱及保存ニ關スル指導及検査ヲ行ヒ其ノ成績ヲ陸軍大臣ニ報告シ關係長官ニ通報スルモノトス

第七條 本部長ハ教育總監ノ命ヲ承ケ教育上ノ主管事項ニ付機甲部隊及騎兵部隊ヲ査閲シ之ニ關スル意見ヲ當該部隊長ニ開示シ又ハ講評ヲ行ヒ且其ノ成績ヲ教育總監ニ報告シ關係長官ニ通報スルモノトス

第八條 本部長ハ陸軍士官學校ヲ巡閱シ機甲部隊又ハ騎兵部隊所屬ノ學生及生徒ノ教育ニ關シ意見アルトキハ之ヲ教育總監ニ具申ス

第九條 附ハ本部長ヲ輔佐シ部務ヲ整理ス

第十條 附ハ前項ノ外本部長ノ命ヲ承ケ第六條乃至前條ニ規定スル本部長ノ職務ヲ行フコトヲ得

第十一條 課長ハ本部長ノ命ヲ承ケ課務ヲ掌理ス

第十二條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第十三條 下士官及列任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

附則

本令ハ昭和十六年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

○陸軍補充令

昭和十六年三月三十一日
勅令第三百五十一號

第六十五條ノ二 戰車關係ノ現役兵科下士官ハ第六十四條ニ掲グル者ノ外陸軍戰車學校生徒ノ課程ヲ卒業シ下士官候補者ト定メタル者ニシテ陸軍大臣ノ指定シタル部隊ニ於テ概ネ一年在營シタル者ヲ以テ之ヲ補充ス

第六十六條 通信(航空通信ヲ除ク)關係ノ現役兵科下士官ハ第六十四條ニ掲グル者ノ外陸軍通信學校生徒ノ課程ヲ卒業シ下士官候補者ト定メタル者ニシテ陸軍大臣ノ指定シタル部隊ニ於テ概ネ一年在營シタル者ヲ以テ之ヲ補充ス

●陸軍豫科士官學校令

昭和十二年四月八日
勅令第百一十一號

朕陸軍豫科士官學校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)

陸軍豫科士官學校令

- 第一條 陸軍豫科士官學校ハ兵科士官候補生ト爲スベキ生徒ヲ教育スル所トス
- 第二條 生徒ハ陸軍幼年學校ヲ卒業シタル者又ハ陸軍將校タルコトヲ志願シ召集試験ニ合格シタル者ヲ以テ之ニ充テ兵科士官候補生ニ必要ナル教育ヲ受ケシム通常毎年一回入校セシメ其ノ修學期間ハ概ネ二年トス
- 第三條 削除
- 第四條 生徒ノ採用ニ關スル事項及入校期日ニ付テハ陸軍大臣之ヲ定ム
- 第五條 生徒ノ教育ヲ分チテ調育並ニ學科及術科教育トシ其ノ教育綱領ハ教育總監之ヲ定ム
- 第六條 生徒ノ教育ノ實施ハ教則ニ依ル其ノ教則ハ前條ノ教育綱領ニ基キ教育總監ノ認可ヲ受ケ校長之ヲ定ム
- 第七條 生徒ノ學科教育及之ニ關聯スル調育ニ任セシムル爲陸軍豫科士官學校ニ教授部ヲ置ク
- 第八條 生徒ノ調育及術科教育ヲ行フ爲陸軍豫科士官學校ニ生徒隊ヲ置ク
- 第九條 生徒ノ馬術教育及之ニ關聯スル調育ニ任セシムル爲陸軍豫科士官學校ニ馬術部ヲ置ク



第九條ノ二 兵器ノ修理及生徒ノ實習ニ供スル爲陸軍豫科士官學校ニ材料廠ヲ置ク

第十條 陸軍豫科士官學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

幹事

副官

學校附

教授部長

教授部附

教官

生徒隊長

生徒隊副官

生徒隊中隊長

生徒隊附

馬術部長

馬術教官

材料廠長

材料廠附

准士官、下士官及列任文官

第十一條 校長ハ教育總監ニ隸シ校務ヲ總理ス

第十二條 幹事ハ校長ヲ輔佐シ校務ヲ整理シ教育ノ統一ヲ圖ル

第十三條 副官ハ校長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四條 學校附ハ校長ノ命ヲ承ケ各其ノ擔任ノ業務ヲ掌ル

第十五條 教授部長ハ校長ノ命ヲ承ケ學科教育及之ニ關聯スル訓育ヲ統理ス

第十六條 教官ハ教授部長ノ命ヲ承ケ學科教育及之ニ關聯スル訓育ヲ分擔ス

日本標準規格B4例(十一行全)(山田 結)

- ス
- 校長ハ教官タル陸軍教授ノ内一人ヲ教頭ト爲シ教授部長ノ普通學ニ關スル教育統理ヲ輔佐セシメ又教官ノ内若干人ヲ科長ト爲シ教授部長ノ命ヲ承ケ教授部ノ學科及技術教育ヲ分擔監理セシム
- 第十七條 生徒隊長ハ生徒隊ヲ統べ校長ノ命ヲ承ケ體育及術科教育ヲ掌理ス
- 第十八條 生徒隊副官ハ生徒隊長ノ命ヲ承ケ生徒隊ノ庶務ヲ掌ル
- 第十九條 生徒隊中隊長ハ生徒隊長ノ命ヲ承ケ體育及術科教育ヲ擔任ス
- 第二十條 生徒隊附ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル
- 第二十一條 乃至第二十四條 削除
- 第二十五條 馬術部長ハ校長ノ命ヲ承ケ馬術教育及之ニ關聯スル體育並ニ校庭ニ關スル一切ノ業務ヲ掌理ス
- 第二十六條 馬術教官ハ馬術部長ノ命ヲ承ケ馬術部ノ業務ヲ分擔ス
- 第二十六條ノ二 材料廠長ハ校長ノ命ヲ承ケ廠務ヲ掌ル
- 第二十六條ノ三 材料廠附ハ材料廠長ノ命ヲ承ケ廠務ヲ分擔ス
- 第二十七條 准士官及下士官ハ上官ノ命ヲ承ケ術科教育ヲ補助シ又ハ技術若ハ事務ニ從事ス
- 列任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ技術又ハ事務ニ從事ス
- 第二十八條 生徒ハ校内ニ居住セシメ其ノ修學ニ要スル兵器、被服、圖書、器具、消耗品等ハ之ヲ貸付シ又ハ支給スルコトヲ得
- 第二十九條 生徒ハ總テ校長ノ管理ニ屬ス
- 第三十條 生徒ハ情願ヲ以テ退校スルコトヲ得ズ
- 第三十一條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ退校セシム
- 一 軍紀ヲ紊リ又ハ屢法則ヲ犯ス者
- 二 品行不正ニシテ改悛ノ目途ナキ者
- 三 學術ノ成績不良ニシテ卒業ノ目途ナキ者
- 四 傷疾疾病ニ因リ修學ニ堪ヘザル者
- 五 前各號ノ外將校タルニ適セズト認ムル者

内 頁

第三十二條 生徒中傷疾疾病ノ他ノ事故ニ因リ修學期間内ニ所定ノ學術ヲ修メ得ザル者ニシテ尙望アリト認ムルモノハ之ヲ所要ノ期間滯學セシメ又ハ次期ノ生徒ト爲スコトヲ得

第三十三條 前二條ノ規定ニ該當スル者アルトキハ校長ノ上申ニ依リ教育總監之ヲ處理ス

第三十四條 校長ハ生徒卒業ノ期ニ至リタルトキハ其ノ修業成績書ヲ調製シ之ヲ教育總監ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケ卒業者ニ卒業證書ヲ付與シ士官候補生ヲ命セラレタル者ニ在リテハ著除時日ヲ指定シ所屬部隊ニ之ヲ入隊セシム

前項ノ場合ニ於テ校長ハ各生徒ノ修業成績書ヲ本人ノ所管長官ヲ經テ所屬部隊長ニ送付スルモノトス

滯學セシメラレタル生徒修學ヲ終リタルトキハ前二項ノ規定ニ準ジ之ヲ取扱フモノトス

第三十五條 校長ハ生徒ニ毎年冬季二週間以内夏季四週間以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

第三十六條 教育總監ハ生徒ノ課程ヲ卒業シ士官候補生ヲ命セラレタル者ニ其ノ入隊前ニ於テ一週間以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

第三十七條 校長ハ校務上便宜ノ時期ニ於テ武官タル職員ニ隊附勤務ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十八條 校長ハ生徒ノ教育上必要アルトキハ陸軍航空總監、軍司令官、師團長又ハ飛行集團長ニ稟議シ其ノ學校又ハ軍隊ヲ使用スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十二年八月二日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ陸軍士官學校ノ豫科生徒又ハ學生タル者ハ各本令ニ依ル陸軍豫科士官學校ノ生徒又ハ學生ト爲リタルモノトス

日本標準規格B4(十一行)(山田納)

IMT 660

362

少年戰車兵學校、少年通信兵學校卒業生徒ノ部隊配賦ハ補充令第六十五條ニ第六十六條ヲ以テ大臣カ部隊ヘノ配當數ヲ定メ之ニ基ク人名ノ配當ハ補充令施行規則第一百四十條ノニ依リ教育總監之ヲ行フ

軍事秘密

少年戰車兵學校編制



陸軍

一 少年戰車兵學校及少年通信兵學校に關する附記

法制局 主 査 參 事 官

現在陸軍戰車兵學校（軍令學校）に勅令を以て生徒を置き民間より召募して戰車下士官に必要な教育を施しつつあり又陸軍通信學校（勅令學校）に生徒を召募し航空通信以外の通信に關係する下士官に必要な教育を施しつつある。然るに最近此等の生徒の員數が増加し他學校の一部たらしむるに適せざるに至りたるを以て夫々之を獨立の學校たらしむるの必要を生じた。是れ今次の措置を必要とする所以である。

二 學校の名稱

陸軍に於ける學校中此の二校の生徒に匹敵する年輩の青年を教育するものにして「少年」の字を冠稱するもの未だ嘗てない。又「少年戰車（通信）兵學校」といふも此の學校に於て教育を受くる者が少年戰車（通信）兵なのでない。此の點は各飛行學校に於て少年飛行兵を教育せる等とは趣を異にし實體に則せざるの憾なしとしない。要するに名稱としては他に類例を見ざる所、遽に贊成もし難いが既に編制に於て此の名稱を以て勅裁を了して居るから姑く原案に従つた。

三 本件に關連し改正を必要とする他の勅令

(1) 陸軍機甲本部令第一條及第五條

「陸軍戦車學校ニ關スル事項ヲ掌リ」の陸軍戦車學校中には現在公主嶺の戦車學校（秘密軍令學校）を含んで居ると解せられて居る。原案者側は本件陸軍少年戦車兵學校をも含せしめて補充解釋したき旨の意圖があるのであるが名稱が既に戦車學校に非ざる以上此の解釋は無理があると考へらるる。最近の改正を俟つ。

(四) 陸軍補充令第六十五條の二及第六十六條。

最近の改正に依り（一年以内に）少年戦車兵學校及少年通信兵學校を加ふる筈。

四 尙稍々細部に屬する點左の通。

(イ) 教育部を置き乍ら豫科士官學校に於けるが如く部長を置いてない。教育部の規模小にして部長として特に職員を配するの要なきに依る。先例も陸軍航空通信學校（官、一六〇）其の他多數存する。（因に幹事は中將を以て校長に充てる學校に置くと例とするが故に本校の如き少將を以て校長に充つるものには之を置かぬのである。）

(ロ) 附は學校附として表示する例（航空通信學校の如し）が大多數で軍令學校の内少數のもの（陸軍機甲整備學校の如し）が「附」として置くに止まる。仍て「學校附」と修正する。

(ハ) 第二十條中「教育」とあるは判任文官中助級の従事する學術教育が存するを以て訓育及術科教育と規定せずして廣く「教育」と規定するのである。

(ニ) 第二十一條中生徒の受くる手當は給與令に依るもので本條に根據するものではない。

(甲) 第二十五條中「滯學」とは一又は數個の科目を修めしむるもの、「次期ノ生徒ト爲ス」とは原級に留らしめて全科目を修めしむるものである。

(乙) 第二十六條に付、所謂補充學校に在ては原則として校長の申請に基いて兵監（又は之に準ずる者）が直接に此等の處分を行ふを原則とするも本件はいづれも下士官と爲すべき者に關するので例外として校長の處斷に屬せしめたのである。

(丙) 第二十七條第一項中「所屬部隊」の決定は陸軍大臣之を行ふ、其の根據は本件勅令には存しない、又第二項中「所管長官」とあるは「たるべき者」の意と解せらるる。

以
上

内

閣

陸甲九〇

昭和十六年十一月二十四日

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十六年十一月二十五日

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

厚生大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

鈴木國太郎大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙陸軍大臣

請議

陸軍少年通

信兵學校令制定件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

二五

閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

陸軍部 第二〇二號

昭和十六年十一月十日



2

陸

軍

陸軍部官署

16.11.20

書文

陸普第八五二六號

陸軍少年通信兵學校令制定ノ件

昭和十六年十一月拾九日

陸軍大臣 東條英

内閣總理大臣 東條英機殿



陸軍少年通信兵學校令別紙勅令案ノ通制定相成度理由書相添へ閣議ヲ請フ

陸甲 九〇

INT 660

370

二五〇

陸軍

朕陸軍少年通信兵學校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御署名 御璽

大正十六年十一月五日

陸軍大臣

内閣總理大臣

陸軍大臣

勅令第千十六號

陸軍少年通信兵學校令

第一條 陸軍少年通信兵學校ハ通信兵科下士官タルコトヲ志願シ召募試験ニ合格シタル者ヲ以テ之ニ充テ通信關係ノ現役兵科下士官ニ必要ナル教育ヲ受ケシム通常毎年一回入校セシメ其ノ修學期間ハ概

第二條 生徒ハ通信關係ノ現役兵科下士官タルコトヲ志願シ召募試験ニ合格シタル者ヲ以テ之ニ充テ通信關係ノ現役兵科下士官ニ必要ナル教育ヲ受ケシム通常毎年一回入校セシメ其ノ修學期間ハ概

第三條 生徒ノ採用ニ關スル事項及入校期日ニ付テハ陸軍大臣之ヲ

二年トス

陸軍大臣之ヲ

主任者

陸軍省軍務局軍事課

陸軍大尉

飯尾裕幸

IMT 660

371

000 TMI

定ム

第四條 生徒ノ教育ヲ分チテ訓育及ニ學科及術科教育トシ其ノ教育綱領ハ教育總監之ヲ定ム

第五條 生徒ノ教育ノ實施ハ教則ニ依ル其ノ教則ハ前條ノ教育綱領ニ基キ通信兵監ノ認可ヲ受ケ校長之ヲ定ム

第六條 生徒ノ學科教育及之ニ關聯スル訓育ニ任ゼシムル爲陸軍少年通信兵學校ニ教授部ヲ置ク

第七條 生徒ノ訓育及術科教育ヲ行フ爲陸軍少年通信兵學校ニ生徒像ヲ置ク

第八條 兵器ノ修理及生徒ノ實習ニ供スル爲陸軍少年通信兵學校ニ材料廠ヲ置ク

第九條 陸軍少年通信兵學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

副校長

知事 副官 中 監 督 兵 學 務 會 々 兼 司 之 以 上 之 官 職 者 均 之 可 也

學校附

主計ハ附屬ヲ以テ職務スルコトヲ得

第二教官

主計ハ附屬ヲ以テ職務スルコトヲ得

生徒隊長

附屬品類ハ之ヲ管理シ又ハ支拂スルコトヲ得

第二生徒隊副官

附屬品類ハ之ヲ管理シ又ハ支拂スルコトヲ得

生徒隊中隊長

附屬品類ハ之ヲ管理シ又ハ支拂スルコトヲ得

第二生徒隊附士官

附屬品類ハ之ヲ管理シ又ハ支拂スルコトヲ得

材料廠長

附屬品類ハ之ヲ管理シ又ハ支拂スルコトヲ得

材料廠附士官

附屬品類ハ之ヲ管理シ又ハ支拂スルコトヲ得

准士官

附屬品類ハ之ヲ管理シ又ハ支拂スルコトヲ得

第十條

校長ハ通信兵監ニ隸シ校務ヲ總理ス

第十一條

副官ハ校長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十二條

附屬品類ハ校長ノ命ヲ承ケ各々ノ業務ヲ掌ル

第十三條

教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學科教育及之ニ關聯スル訓育ヲ分擔ス

附屬品類

校長ノ命ヲ承ケ各々ノ業務ヲ掌ル

第十四條 生徒隊長ハ生徒隊ヲ統べ校長ノ命ヲ承ケ、、、訓育及術科教育ヲ掌理ス

第十五條 生徒隊副官ハ生徒隊長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十六條 生徒隊中隊長ハ生徒隊長ノ命ヲ承ケ、、、訓育及術科教育ヲ擔任ス

第十七條 官生徒隊附ハ上官ノ命ヲ承ケ各、、擔任ノ業務ヲ掌ル

第十八條 材料廠長ハ校長ノ命ヲ承ケ廠務ヲ掌ル

第十九條 材料廠附ハ材料廠長ノ命ヲ承ケ廠務ヲ分擔ス

第二十條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ教育ヲ補助シ又ハ技術若ハ事務ニ従事ス

第二十一條 生徒ハ校内ニ居住セシメ其ノ修學ニ要スル兵器、被服

圖書、器具、消耗品等ハ之ヲ貸付シ又ハ支給スルコトヲ得

第二十二條 生徒ハ總テ校長ノ管理ニ屬ス

第二十三條 生徒ハ情願ヲ以テ退校スルコトヲ得ズ

第二十四條 生徒ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ退校セシム

本一ハ軍紀ヲ紊リ又ハ屢法則ヲ犯ス者

二 品行不正ニシテ改悛ノ目途ナキ者

三 學術ノ成績不良ニシテ卒業ノ目途ナキ者

四 傷痍疾病ニ因リ修學ニ堪ヘザル者

五十前各號ノ外下士官タルニ適セズト認ムル者

第二十五條 生徒申傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ因リ修學期間内ニ所定

ノ學術ヲ修メ得ザル者ニシテ尙望アリト認ムルモノハ之ヲ所要ノ

期間滯學セシメ又ハ次期ノ生徒ト爲スコトヲ得

第二十六條 前二條ノ規定ニ該當スル者アルトキハ校長其ノ事由ヲ

具シ通信兵監ノ認可ヲ受ケ之ヲ處理ス

第二十七條 校長ハ生徒卒業ノ期ニ至リタルトキハ其ノ修業成績書

ヲ調製シ之ヲ通信兵監ヲ經テ教育總監ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケ卒

業者ニ卒業證書ヲ付與シ著隊日時ヲ指定シ之ヲ所屬部隊ニ入隊セ

シムニ卒業修業セシタル生徒ニ於テ其ノ修業成績書ヲ本人ノ所管長官手
 前項ノ場合ニ於テ校長ハ各生徒ノ修業成績書ヲ本人ノ所管長官手
 經テ所屬部隊長ニ送付スルモノトスリ。ハ其ノ修業成績書
 滯學セシメラレタル生徒修學ヲ終リタルトキハ前二項ノ規定ニ準
 據シ之ヲ取扱フモノトス。ハ其ノ修業成績書ハ其ノ修業成績書
 第二十八條ノ校長ハ生徒ニ毎年三週間以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得
 第二十九條ノ校長ハ校務上便宜ノ時期ニ於テ武官タル職員ニ隊附勤
 務ヲ爲サシムルコトヲ得。ハ其ノ修業成績書ハ其ノ修業成績書
 第三十條ノ校長ハ、教育上必要アルトキハ陸軍航空總監、軍司
 令官、師團長又ハ飛行集團長ニ稟議シ其ノ軍隊又ハ學校ヲ使用ス
 ルコトヲ得。ハ其ノ修業成績書ハ其ノ修業成績書
 二 附則第五ニシテ其ノ修業成績書ハ其ノ修業成績書
 本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ陸軍通信學校ノ生徒タル者ハ陸軍少年通信兵學校
 ノ生徒ト爲リタルモノトス

理由

少年通信兵學校新設、
、
、
、
ノ要了ルニ由ル

陸軍